

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付しており、昭和 57 年分及び 58 年分の源泉徴収票には、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）分の控除を受けていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の夫の昭和 57 年分及び 58 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額（申告による控除分）には、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の合計額と一致する金額が記載されている。

また、夫の勤務先における現在の給与係担当者は、「国民年金保険料の申告額については、年末調整の際に職員本人が申告書に記入し、その金額を証明できる資料と合わせて提出してもらっている。平成 17 年分から納付証明書等の添付が義務付けられているが、それ以前から資料の添付による確認は行っていた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社、現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に、同社における資格取得日に係る記録を45年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和45年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成17年12月31日に定年退職するまで継続して勤務していたが、D社及びA社に転勤した際の、昭和44年1月と45年1月の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社E支店からの回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社からD社に出向、D社からA社に復職）、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①について、C社E支店は、申立人のD社への異動は「出向」によるものであり、「昭和44年1月の給与の支払及び社会保険料の控除はA社で行っていたと考えている。」旨回答していることから、申立人は昭和44年1月31日まではA社で厚生年金保険の資格を有しており、出向先のD社が厚生年金保険の適用事業所となった同年2月1日にA社での被保険者資格を喪失したと認められる。

また、申立期間②については、申立人の戸籍の改製原附票により、昭和 45 年 1 月 24 日に F 県 G 市から H 県 I 市に転入したことが確認できるところ、C 社 E 支店は、「昭和 45 年 1 月の給与の支払及び社会保険料等の控除は A 社で行っていたと考えている。」旨回答しており、A 社における申立人の被保険者資格取得日は同年 1 月 21 日であったものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 43 年 12 月のオンライン記録から 2 万 4,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における 45 年 2 月のオンライン記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、社会保険事務所（当時）の記録における A 社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 44 年 1 月 1 日となっており、また、申立期間②については、資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、同社が 44 年 1 月 1 日を資格喪失日、45 年 2 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 2 日から 32 年 11 月 13 日まで
年金記録によると、A社に勤務していた申立期間について脱退手当金を受給したことになるが、請求や受給した記憶は無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の整理番号の前後 50 人の女性 79 人のうち、申立人の資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する 12 人の支給記録を調査したところ、受給者は 9 人であり、そのうち 8 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられ、申立人の脱退手当金が資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 12 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
年金事務所の記録によると、A社B事業所に勤務していた申立期間について、昭和 40 年 8 月 27 日に脱退手当金が支給されていることになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、オンライン記録において昭和 40 年 8 月 27 日に支給決定されていることが確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は申立期間後に申立期間と同一の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しているところ、当該取得時における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「会社を退職時、会社から脱退手当金について説明を受けたか否かは覚えていない。」としているものの、申立期間の事業所は、「退職者に対し、脱退手当金についてその内容を説明していた。」旨の回答をしているなど、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる積極的な事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 7 日から 42 年 8 月 29 日まで
② 昭和 42 年 10 月 6 日から 43 年 7 月 6 日まで
③ 昭和 43 年 7 月 5 日から 46 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 8 月 26 日から 49 年 3 月 26 日まで
⑥ 昭和 49 年 8 月 23 日から 50 年 3 月 27 日まで

年金事務所の記録によると、A社を退職後、脱退手当金を受給したこととなっているが、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間の最終事業所であるA社に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しているところ、申立期間①から⑥までの事業所においては同一の厚生年金保険被保険者記号番号を継続して使用していたものの、当該再取得時における事業所において、別の記号番号を取得していることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、申立人の申立事業所における自らの業務内容の記憶により推認できる。

しかしながら、A社は、年金事務所の事業所記号払出簿に記載が無く、また、法務局の商業・法人登記簿謄本にも同社は見当たらない上、申立人は事業主や同僚の氏名を記憶していないため、事業所の資料や役員、同僚の証言により申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得等について確認することができない。

さらに、戸籍の附票によれば、申立人は昭和 50 年 8 月 17 日にB県C区からD県E市に住所を移していることが確認できるため、申立期間のうちE市に移動するまでの間は、申立事業所に勤務していないことが推認されるとともに、申立事業所に係る申立人の雇用保険被保険者資格取得歴も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 15 日から 40 年 12 月 18 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入の対象となっているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 48 年 5 月 9 日であり、申立人は退職後直ちに国民年金の加入手続を行っておらず、申立人の当時の年金の通算についての意思がうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 31 日から 37 年 7 月 1 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年9月7日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入の対象となっているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和46年3月20日であり、申立人は、退職後直ちに国民年金の加入手続を行っておらず、申立人の当時の年金の通算についての意思がうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 5 日から 42 年 9 月 21 日まで

申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間に係る脱退手当金については、当時の脱退手当金裁定請求書及び支払決議書等の関係書類が保管されており、当該裁定請求書には、「支払済 42.10.25」の押印が確認できる上、脱退手当金の受取先として、申立人の当時の住所の近くにある金融機関窓口が指定されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に基づき計算され、その支給額に誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年10月25日に支給決定されているなど、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、前述の申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性70人のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する9人の支給記録を調査したところ、受給者は7人であり、その全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定を受けている上、前述の脱退手当金裁定請求書等には同社の社判の押印や社会保険事務所（当時）から同社に疑義照会した事跡が見られることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 26 年 7 月 1 日まで
昭和 26 年 6 月 30 日まで継続してA事業所に勤務していたのに、申立期間について記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 7 月 1 日までA事業所に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録により、同事業所は 24 年 9 月 15 日付けの解散に伴い、同月 16 日に適用事業所ではなくなっており、同事業所の清算事業所であるB事業所も既に適用事業所ではなくなっている上、同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録により、B事業所は昭和 24 年 9 月 16 日に適用事業所となっており、A事業所における厚生年金保険被保険者の一部がB事業所で再雇用されていることが確認できるが、申立人が自分と同時期まで勤務していたとする同僚 11 人のうち、同事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得しているのは一人しかおらず、11 人中住所が判明した 2 人からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 32 年 3 月に中学校を卒業し、集団就職により、同年 4 月から 35 年 2 月頃まで A 社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に適用事業所ではなくなっており、給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料は無い上、同僚からも保険料の控除に関する証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人と同時期に A 社に入社したと証言している同僚 3 人のうち 2 人は、申立人同様、昭和 34 年 1 月 5 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、もう一人についても、33 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得していることから、同社では、必ずしも採用後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

なお、申立人より 1 年早く厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、B 業務の仕事に加えて、C 業務をしていたと証言しており、申立人とは業務内容が異なっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。